

■地域包括支援センターの増設について

1 前回までの決定事項

第8期介護保険事業計画では、日常生活圏域を市内全域の1圏域から4圏域とし、地域課題の把握・共有ができる適切な範囲を定め、地域特性や資源等を有効活用し、問題の解決に取り組む「地域づくり」を促進させている。加えて、地域の身近な存在として、高齢者の相談から対応まで行う地域包括ケアシステムを担う機関として、地域包括支援センター（以下「センター」という。）を増設し、センター機能の強化を図る。増設後の担当圏域としては、現センターは、「清洲・春日」の2圏域、「新川・西枇杷」の2圏域は西枇杷島地区内に新センターを設置し、令和4年度中の開設を目指す。

計画名	第7期	第8期
日常生活圏域数(設置区域)	1圏域(市内全域)	〈R3〜〉 4圏域①西枇杷②新川③清洲④春日
包括支援センター数(設置区域)	1箇所(市内全域)	〈R4〜〉 2箇所①新川・西枇杷②清洲・春日

西枇杷島地区選定の理由

現センター（清洲総合福祉センター）からは一番離れている地区に設置することで地域の身近な存在として相談支援体制をより充実させることができることがあげられる。また、新川地区には、市役所（高齢福祉課）があり、センターに繋ぐための窓口にもなることから、西枇杷島地区内でのセンター設置が適当と考える。

センター増設のスケジュール（案）

	R2年度	3年度	4年度	5年度
設置数・配置形態の決定	→			
配置場所・委託方法の検討		→		
センター開所準備（市） （委託先）		→	→	
センター開所・運営			● →	→

2 センターの設置場所

利便性(アクセス)、長期的な利用が可能な場所の確保が住民サービスの向上に繋がること、西枇杷島市民サービスセンターや保健センターとして地域の身近な存在であることからセンターに適しており、センターの設置場所として、「にしびさわやかプラザ」を指定する。

施設名(候補場所)	設置のための準備
にしびさわやかプラザ (西枇杷島保健センターの機能訓練室をセンターに改修) 【住所】 西枇杷島町住吉1番地1	・改修(機能訓練室かがやき) 事務・相談スペースの範囲を改修工事
	・その他、増設に掛かる費用負担等
	・駐車場の確保

センターの名称

地域包括支援センターの名称は、清須市及び業務委託事業者にて検討し、次回の地域包括支援センター運営協議会にて報告する。

○にしびさわやかプラザ 1階配置図

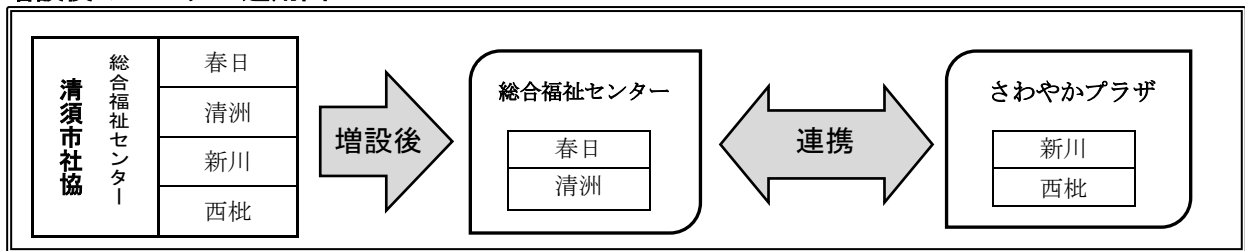
	栄養指導室	会議室 2	機能訓練室 【包括支援センター予定地】	
	下駄箱	廊下	WC (障害者用)	シャワー室
玄関	ホール		市民サービスセンター	
			相談室	
	玄関	EV 倉庫	書庫	WC

3 増設後のセンター運営と業務委託

センターは、地域包括ケアシステムを構築することを目標とし、地域の介護事業所や医療機関等との連携、3職種（社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員）による多面的支援が求められている。本市では、平成18年度より市内全域を管轄するセンター運営について、地域の実情に精通し、スキルも十分に認められる「社会福祉法人清須市社会福祉協議会」と継続して業務委託し、市民のニーズに応じた包括的支援を進めてきた。

センター増設後も、引き続き目標の達成に向けて、これまでの実績を通じた支援の継続性を確保する観点から業務委託については現に適切、公正、中立かつ効率的に当該事業を実施している同法人と協議を進めていく。

増設後のセンター運用図



センター増設後の包括的支援体制

